

三次市教育委員会告示第 号

三次市教員人事権移譲研究チーム設置要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月26日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市教員人事権移譲研究チーム設置要綱等の一部を改正する告示

(三次市教員人事権移譲研究チーム設置要綱の一部改正)

第1条 三次市教員人事権移譲研究チーム設置要綱（平成19年三次市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「教育委員会社会教育課」を「教育委員会文化と学びの課」に、「地域振興部企画調整課」を「政策部企画調整課」に改める。

(三次市スポーツ・文化振興事業検討委員会設置要綱の一部改正)

第2条 三次市スポーツ・文化振興事業検討委員会設置要綱（平成21年三次市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「社会教育課」を「文化と学びの課」に改める。

(三次市文化財業務専門員設置要綱の一部改正)

第3条 三次市文化財業務専門員設置要綱（平成25年三次市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「社会教育課」を「文化と学びの課」に改める

。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。